

## 個人番号（マイナンバー）が確認できるもの及び身元確認書類について

マイナンバーを使った情報照会で所得情報が確認できる場合は、税証明などの書類の提出が不要になります。

### (1) マイナンバー確認書類

- マイナンバーカード
- 通知カード（カード記載事項と住民登録上の内容が一致する場合に限る。）
- 個人番号が記載された住民票もしくは住民票記載事項証明書

※障害者本人が20歳未満の場合：

・医療費助成申請時：

本人が医療保険の世帯主または被保険者ではない場合は、本人と医療保険の世帯主または被保険者の方の両方のマイナンバーがわかるもの。

・その他事業申請時：本人と保護者（父母など）のマイナンバーがわかるもの

### (2) 身元確認書類

#### 顔写真付きの身分証明書等（以下から1つ）

- マイナンバーカード
- 障害者手帳
- 運転免許証
- 在留カード
- パスポート
- 特別永住者証明書
- 官公署から発行された証 など

#### 顔写真なしの身分証明書（以下から2つ）

- 健康保険証
- 年金手帳
- 特別児童扶養手当証書又は児童扶養手当証書
- その他官公署が発行した書類であって、氏名、生年月日、住所が記載されているもの

### (3) 代理人の方が申請手続きされる場合

(1) と (2) の書類に加え、次の書類を提示してください。

#### 法定代理人の場合

(例) 親族や後見人等

申請者本人の戸籍謄本、後見に関する登記事項証明書等

#### 任意代理人の場合

(例) 施設職員、ケアマネージャー等

「委任状」または官公署が発行した書類で代理権が確認できるもの（障害者本人の障害者手帳、健康保険証など）

### (4) 郵送で提出する際の注意点

マイナンバーが記入された書類を送付する際は、漏洩、紛失等の事故防止のため、簡易書留など、発着記録が残る方法で送付してください。